

別表第三

地域	世帯等の区分		
	扶養親族のある職員	世帯主である職員	その他の職員
札幌市	二六、〇〇〇円	一四、五〇〇円	九、八〇〇円
青森市 盛岡市 山形市	一九、八〇〇円	一一、四〇〇円	八、二〇〇円

備考 一 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて、この表に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、第二十条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。

二 この表に掲げる地域の名称は、令和六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。